

新党日本代表 田中康夫 質疑

2010/10/07(木)16:16~16:31

第176回国会(臨時国会)

衆議院本会議 代表質問

無利子・非課税国債について



さあ、信じられる日本へ。
新党 
nippon-dream.com

申しわけ程度に出荷するのみ。にもかかわらず、週末に小一時間、ガートラ、ガーデントラクターを運転するだけで所得補償交付金対象となります。販売価格よりも生産コストが高いからです。

一方、周囲の耕作放棄地も借り受け、減農薬、

有機農法に取り組む専業農家は補償の対象外となりがち。なぜでしょう。自律的、持続的な農業経営を実践すればこそ、辛うじて採算がとれているから。皮肉な話です。

○副議長(衛藤征士郎君) 田中康夫君。
〔田中康夫君登壇〕
○田中康夫君 与党統一会派、国民新党・新党日本の田中康夫です。

第百七十六回国会における、与党として唯一の代表質問を行います。(拍手)

菅直人さんは、昨日、この議場でおっしゃいました、生産コストと販売価格の差額を補てんする農業者戸別所得補償制度の導入は、意欲のある農

国民新党と新党日本は、平成二十三年度概算要求に関する提言書で、県民所得よりもはるかに恵まれた公務員世帯は、ノーブレスオブリージュの矜持を抱いて、戸別所得補償から除外すべきと記しました。この点に関する菅さんの哲学を伺いま

す。

国民新党と新党日本は、地方公務員の退職手当並びに給料の調整額も、その廃止を提言しています。

財政難を理由にさまざまな住民サービスを切り捨てる一方、全国の都道府県、市区町村の大半は、公務員の退職金を満額支給するため、毎年巨額の退職手当債を発行しています。潔しとしなかつた片山善博さんや私は、當時も今も少数派。発行額は、平成十九年度五千三百八十九億円、二十年度五千六百九十一億円、二十一年度四千八百六十五億円。起債残高は二兆円に達します。

返済義務を負うのは国民です。平成二十七年度

まで今後五年余りも退職手当債の起債を特例措置年収。米、野菜等の耕作物はほとんどが自家消費。

地方自治に携わった経験に基づき、一例を挙げます。

夫が県庁職員、妻が学校教諭の兼業農家は、給与所得のみでも二人合わせて県民所得の四倍近い

として認める地方財政法の見直しを可及的速やかに行つてこそ、眞の地域主権の覚悟を各自治体にもたらします。

地方公務員のいわゆる給料の調整額も摩訶不思議な存在です。

民間でも支給される危険な作業等への諸手当とは異なり、養護教諭や管理栄養士といった職種と一緒に慣例として、労使交渉で設けられた給与割り増し分が調整額。しかも、手当と違い、その額がボーナスや退職金にも反映され、膨大な既得権益を地方公務員にもたらします。納税者の理解を得られないと都道府県レベルで抜本的に廃止したのも、私と、その後に片山知事でした。親方日の丸ならぬ親方自治体を見直す都道府県は、その後、青森県を除きあらわれていません。

一体、どこの世界に経営状態と関係なく従業員の給与を決める企業があるか。極めて真っ当な認識を総務大臣就任直前の新聞に寄稿されていた片山さんに、地方公務員の退職手当債、給料の調整額、以上二点への忌憚なき見解を伺います。

前回、六月十四日の私の代表質問では、内閣総理大臣が地方の給与をどうこう言うのは、それこそ地方分権の考え方として問題だと奇妙な逃げを打たれた菅さんも、今回の所信表明演説では、現在の財政状況を放置すれば、どこかで持続できなくなると明言されるに至りました。同じく、有言実行の覚悟のほどを伺います。

国民新党・新党日本の提言書では、利子もつか

すに眠る百五十兆円ものたんす預金や当座預金の冬眠資金を有効活用し、経済対策の原資とする、読売新聞も社論として掲げる無利子非課税国債の発行に加え、長期間にわたって動きのない休眠口座の預貯金も、社会政策を実施する元手とすべきと記しました。へそくり預貯金者が他界し、親族すら口座の存在を把握し得ず、全国銀行協会の内規で、最終取引日から十年を経過すると自動的に金融機関の不労所得と化す休眠口座の金額は莫大です。今回、私の求めに応じて、初めて金融庁が三菱東京UFJ、三井住友、みずほの三メガバンクに照会し、自己申告された金額のみでも年間三百億円。他の金融機関も含めた益金は、少なくとも年間一千億円になると予測されます。

イギリスでも、休眠口座の預貯金を金融機関から国家へと寄附する法改正を行い、それを元手にNPO支援を初めとする新しい社会施策を展開するビッグ・ソサエティー・バンク構想をデービッド・キヤメロン首相が打ち出しました。

今国会こそ政策の国会にと宣言された菅さん、その菅内閣の司令塔を自任する官房長官の仙谷由人さん、お二方の無利子非課税国債発行、休眠口座活用に対する率直かつ真摯な答弁を求め、私の代表質問を終えます。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣（菅直人君）　田中康夫議員にお答えを申し上げます。

戸別所得補償制度は、農業が食料の安定供給や

多面的機能の維持という重要な役割を担つてていることを評価し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、食と地域の再生と食料自給率の向上を図るものであります。このような考え方から、規模の大小や、専業、兼業にかかわらず、すべての販売農家、集落営農を制度の対象としているところであります。

退職手当債は団塊の世代の大量退職に対処するため、地方公務員給与の調整額は地方公務員の職務の特殊性に対応するため、それぞれ設けられたものであると承知をいたしております。もとより、その具体的な運用は適切に行われるべきものであります。が、いざれにせよ、地方公務員給与については、各地方公共団体において、国民、住民の理解と納得が得られるよう、情報開示を徹底し、その適正化に自主的に取り組むことが肝要であると考えております。

以上です。（拍手）

〔国務大臣仙谷由人君登壇〕

○国務大臣（仙谷由人君）　田中康夫議員の御質問にお答えいたします。

総理と全く同じ質問でござりますので、総理がおっしゃったとおり、全く同じお答えでございます。

そのことを申し上げて、答弁といたします。（拍手）

〔国務大臣片山善博君登壇〕

○国務大臣（片山善博君）　田中議員にお答えをいたします。

田中議員からは、地方公務員の退職手当債と調整額についての御質問がございました。

退職手当債と申しますのは、本来、退職手当と

休眠口座の活用についてでありますけれども、いわゆる休眠口座については、会計上、一たんは金融機関の収益として認識されるものの、実務上、預金者は権利を失うことなく、いつでも払い戻しが受けられることとなつております。

このような問題に加え、休眠口座の国庫への寄附については、まず、休眠口座の管理コスト負担の問題、第二に、金融機関の財務への影響、第三に、請求が来た場合の払い戻し資金の確保等の多くの論点があり、慎重な検討が必要だと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。

いうのはその年度の財源で手当てをすべきものでありますけれども、これは特例で、この国会で地方財政法を改正されまして、年度を区切つて発行を自治体に認めているものであります。

これをもうやめてしまつて、退職手当債の発行を認めないと、これは立法論としてはあります。

ただ、この種のこととで、年度を区切つて、一応その何年度間は認めるというようなことを自治体に認めているものですから、その年度は、多少長いと思ひますけれども、私も長いと思ひますけれども、その発行を認めるというのが常識的な取り扱いではないかと思います。

ただ、決して、自治体は安易に発行を許されるものではないと私は思います。現に、田中議員も言及していただきましたけれども、私が知事をやつております鳥取県では、退職手当債の発行はいたしませんでした。なぜかといいますと、これは、しょせん将来の負担に先送りするだけでありまして、将来の鳥取県の財政事情などを考えますと、やはり発行すべきではないと思つたわけであります。

他の自治体にどうするかということであります
が、一応、さつき申しましたように、法律で認められておりままでの、その間は発行はできるのでありますけれども、ぜひ、総理も先ほど答弁でおつしやいましたけれども、現在及び将来の財政の状況をしつかりと県民、住民に示して、さらには、

自治体の議会が本当に真剣に吟味をしていただかなければいけない。右から左にすつと通すということでは決していいと思つております。その点の助言をよくしていきたいと思ひます。

調整額の御質問がございましたが、調整額は、国家公務員にも認められていて、地方公務員にも認められているものでありますけれども、これも決して、自治体が調整額を自治体の職員に支給しなければならないというものではありません。支給するかどうかは、それぞれの自治体の判断によります。これも安易に自治体が支給していくと私は思ひません。やはり、財政事情でありますとか、それからきちっと住民の皆さん理解が得られているかどうか、これが重要な問題だと思います。

鳥取県では、私はこの調整額は廃止をいたしました。なぜかといいますと、それはやはり、県の財政事情と、それから県民から非常に厳しい反発がありました。それから地方議会、県議会で大いに議論がありまして、やはりこれは廃止した方がいいのではないかという議論がありました。そんなことを踏まえて廃止したわけであります。したがつて、他の自治体でもぜひ、先ほど申し上げましたように、財政状況をよく公表して、そして、議会で本当に真剣に議論をする必要だらうと思います。

廃止せよということをそれぞれの個別の自治体に、総務省から、政府から指示することはできません。法律上、それは許されておりません。ただ、

情報公開を徹底して議会でよく議論をしてくださいといふことは助言できますので、今後、必要な助言を十分やつていきたいと思つております。

以上であります。（拍手）

○副議長（衛藤征士郎君） これにて国務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

○副議長（衛藤征士郎君） 本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十一分散会 ◇